



巻頭言

人々のための建築、人々のための法律

日本建築学会会長・建築基本法制定準備会幹事 和田 章

キラキラ光る目の小さな子どもたちを見て、人間の本性は善にあるのか、わがままをいって泣き叫ぶ子どもたちを見て、人間の本性は悪なのか、人間の基本的な悩みは絶えない。そんな経済的に豊かでなくても、心の豊かな暮らしがある、こんな社会ができると良いと思うが、人間の本性には泣き叫ぶ子どもの要素が強くあり、簡単ではない。

人や人々の利害や幸不幸を考えると、一人一人独立に個人として考えることから、家族などの数人の集団の利害や幸不幸、さらに多数の集団、例えば学校、会社、同窓生、同じ故郷などのまとまりとしての利害や幸不幸をすることがあり、市町村、県、国などさらに大きなまとまりで考えることもある。日本のためにという言い方は良くあるし、現時点ではなく、将来の人々、人類全体の利害や幸不幸、地球まで考えて議論する場合もある。

現在の日本国憲法は、戦前の憲法が個人の自由より国を重んじていたことに反省し、個人を尊重しているように感じる。非常時だからといって、国が勝手な方向に進み難いように作られている。このたびの東日本大震災では2万人以上の尊い命が奪われ、家やまちだけでなく多くの産業が破壊され、原子力発電所まで爆発した。この震災に対する政府の対応の遅さは問題であるが、この平和憲法のもと作られた常時のための法律が、国の強いリーダーシップを取り難くしているとも言える。

無理に我を張らず、常識的な生活を続けている人々にとって、憲法や法律は空気のようにその存在を気にしなくて良いことが理想である。ただ、建築には利害に関わるだけでなく、建築は地上に長く存在するから、かかわる法律は空気のようにとはいかず、簡単ではない。構造設計は単体規定といっているが、たとえ小さな住宅でも、家族以外の訪問者の命を守らなければならず、大企業の本社、工場、社宅にはその企業に直接関係ない人々も入ることがあり、これらの建物の集合がまちや都市を作るのだから、単体ではなく集団で考えなければならない。

大都市は何千何万の数の建物の集合であり、野原の一軒家ではないから、大地震を受けたとき、倒れなければ傾いても良いという現行の考え方では、まとまりとしての都市は保たない。

基本法制定準備会 2011年通常総会の報告

日時：2011年6月15日 14時30分開場 15時～17時

場所：建築家協会1階ホール

出席者：30名+委任状89名=119名（定足数118）

議長：神田順（以下、敬称略）

神田：挨拶—「3.11」大震災の復興を踏まえて、基本的な提言を準備会として確認したい。

水津：活動概要報告—国会議員向けシンポを開催。その準備で「基本法の試案」「基本法の目指すもの」と「基本法ってなに？」を準備。神田会長と馬淵澄夫前国土交通大臣が建築基本法制定に向けて面談。方向性は一致するが、尖閣諸島の問

題で馬淵大臣辞任。後任の大島章宏大臣の秘書に面談を申し入れ、政務三役への説明会の調整中に大震災発生。様子見の状態となっている。

<決算、予算の承認>

<分科会からの報告>

「都市・まちなみ分科会(佐久間)」—建築基準法には「まちなみ」という文言はない。集団規定と単体規定の二つ。建築協定や地区計画、あるいは景観法などに、これに近い考え方があるが、現実的には地域と建築は切り離されている。これに対し「まちなみ」は、建物と道路や街路樹などすべて含む環境と空間と考える。形態だけでなく、住民との関係も包含。

地域に固有の文化、気候風土、歴史でもある。未来を育てる場所だ。まちなみを社会の共有財産とし、住民が活動し、決定ができる状況をつくる法体系を作る。それを具体的な形でどのようにできるかが、現在の課題だ。

「技術基準分科会(島田)」—複雑な法規定つくっても、安全とは言えない現実を社会にどう理解してもらうか。構造は設計者が解析条件を選べる仕組みではどうか。意匠では、採光規定は必要ない。換気の数値をいじっても、室内環境がよくなる。構造設計の質の担保は、設計者を技量レベルで分けて、上級者には裁量権を持たせてはどうか等の意見が出た。1983年に「建築設備士」の資格ができたが、機能していない。そもそも電気や機械の教養課程を経て設備設計者になった者に一級建築士資格を求めるような制度は妥当なのだろうか。一般への説明は、難しい。

「人・専門家分科会(竹川)」—建築物は社会資本の一つ。従って建築生産の段階だけではなく、維持管理の段階でも所有者の勝手な自由が許されるものではなく、むしろ社会的責任を考えながら、生産し、維持管理が必要との議論を展開した。この一連の流れを、合理的に補佐するのが専門家の役割。行く末も眺めて社会的有用性を判断し、長期使用の視点からものづくりができる法制度 維持管理を含む一貫した法制度が望まれる。現行のマンション管理士は機能せず。長い目で見た制度設計が必要で、供給側と対等な立場で消費者を補佐する建築の専門家が必要ではないか。

「ストック再生分科会(山岡)」—スクラップ&ビルドからストック再生へどう切り替えていくか。キーワードは「ストックは社会が育てる」。前向きに既存建築を再生する手法で青木茂氏の「リファイニング」や、「コンバージョン」「(NTTの)ファシリティマネジメント」、全国マンション管理組合連合が提唱する「マンション再生法」の骨子等を検討した。「3.11」大震災で、被害が軽微な建物を、耐震性、省エネ性などの向上を前提にいかにかに再生するか。「天井」「給排水」「土壌」など見落とされがちだった修復のポイントをどう再生に生かすかが浮上した。

「外事・政策分科会(萩原)」—準備会の対外的活動や広報を担っている。各党のマニフェストに基本法制定を入れるようみんなの党と民主党に申し入れた(結果としては入らず)。

昨年11月9日、国会議員会館でのシンポジウムを開催。会場準備や国会議員対応を行った。今年2月10日櫻井敬子教授の勉強会で、国会議員への参加の働きかけを行う。また、会員向けのニューズレターの発行と配布を行っている。3月に大畠国交大臣秘書と面談。今年度も11月に国会議員対象のシンポジウムを開く予定。基本法制定準備会の会員間の意思疎通を活発化し、関連団体との連携を強めたい。

＜当会の「震災復興への提言」意見交換～自由討論＞

(文章表現に関する指摘あり、割愛)

参加者：提言を読むと、規制強化をするな、と聞こえる。あれだけの被害なら、設計方法の変更は必要。学会や業界のガイドラインで、では納得してもらえない。社会が未曾有の被害を受けて、より安全なものを志向しているのに、規制強化するまでは説明できない。訴え方が違う気がする。

神田：今まで地震があつて技術基準が専門家間で合意されると、それを法律、基準法の施行令に反映してきた。その詳細化で満足し、安全だと世の中は見なす。その弊害が大きい。すべて法律で規制するのではなく、専門家や業界の責任で行うべきだというのが我々の主張。国が基準を決めるという主張では限界がある。表現は工夫が必要だ。

参加者：明らかに液化化する宅地を売り、税金が投入されてきたことが腹立たしい。宅地にしたときに保険加入させ、地盤の悪いところは高くする。皆で支えるしくみが必要だ。

参加者：提言は、文章として抽象的で、わかりにくい。もっと具体性がほしい。基本法ならこれがカバーできる、というような、前向きの姿勢がほしい。

神田：基本法の精神を活かし、まちづくりや三陸の復興に我々がどこまで関われるかという問題がある。そういう活動を具体化しつつ、皆様と情報交換をしたい。

参加者：設備技術者の資格は、残念ながら厳しい状況だ。震災を受けて設備技術者が活動する場が、増える。BCP

(business continuity plan/事業継続計画)が、やっと見直されてきたが、この分野には設備技術者が昔からかかわってきた。建築主の設計ブリーフ(要件書)を、設計者、施工者、運用する人に共通の大切なよりどころとするシステムなどが必要ではないだろうか。

神田：閉会の挨拶

電話：03-3368-0815 FAX：03-3368-2845
住所：〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16
建築設計事務所アトリエ 71
E-mail: info@kisonho.jp / http://www.kisonho.jp/